平成２９年（フ）第３１２０号
大阪府東大阪市森河内西２丁目35番15号　森河内栄荘　Ａ号、前住所大阪府東大阪市高井田西６丁目３番22―141号
破産者　西上工作所こと　西上美津男
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８３号
大阪府茨木市耳原１丁目１番45号　レシェンテ耳原　402号
破産者　田中　五郎
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２１号
大阪市東住吉区中野１丁目５番９―501号
破産者　今村　友行
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７００号
大阪市北区堂島１丁目１番20号
破産者　原　　克則
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３０号
大阪市天王寺区勝山３丁目７番15号
破産者　髙橋俊光こと　ＫＯＨ　ＪＯＯＮ　ＫＷＡＮＧ　髙　　俊光
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８１号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２―1154号
破産者　竹本健太郎
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００３号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ８―307号
破産者　金児　勝也
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７号
兵庫県西宮市名塩木之元11番１号　ゆめみはうす名塩217号室、前住所兵庫県西宮市生瀬高台24番11号
破産者　加藤　章雄
成年後見人　德山　育弘
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７７２号
岡山市北区野田屋町１―３―３―219号、開始決定時の住所広島市東区中山南１丁目16番14―911号エメラルドマンション
破産者　吉川　美穂
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７４号
広島市中区吉島西２丁目13番32―404号
破産者　家庭の味ぎんこと　森川林太郎
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１８号
広島市南区霞１丁目５番３―304号
破産者　創作ダイニングＢａｒ　ＹＯＵＴＨこと　高光　優太
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５号
徳島県徳島市不動東町４丁目1606番地の１市営住宅東６棟21号室
破産者　西野美代子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５３４号
北九州市小倉北区熊本１丁目８番10―103号
破産者　橘　　章子
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４５号
大分市横田２丁目10番37号（コーポ萱島Ｂ102）、申立時の住所大分市大字常行478番地の80
破産者　薬師寺洋一
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
青森県十和田市元町東２丁目16番24号　桜団地Ｇ号
破産者　荻野久美子
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１９号
岩手県二戸市石切所字村松43番地７　県営住宅32号
破産者　阿部　清美
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１８８７号
神奈川県藤沢市藤沢3800番地
破産者　金澤　朋章（旧姓高木）
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０４号
横浜市南区大岡２丁目12番７号　Ｔ・ブランシェ101
破産者　千代間　功
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２３号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目20番30号
破産者　滝沢　真紀
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部